

成田市議会基本条例（案）の骨子について提出された意見の概要と議会の考え方

番号	項目	提出された意見の概要	議会の考え方
1	市民と議会の関係 (1)説明責任と市民参加	「市民参加」の表現は、議会として開催する説明会や公聴会等の場面に市民が参加するものと思われる。市民からの意見等を議会運営に反映させるのであれば、「市民参画」と表現することが適当と考える。	「参加」とは行事などに加わる、行動を共にする等の意味があり、「参画」には計画段階から加わるとの意味があります。今回の基本条例では議会の提案により市民の皆様に参加をお願いする形となっており、条例では「市民参加」を採用させていただきます。
2	市民と議会の関係 (1)説明責任と市民参加	・傍聴に行けずケーブルテレビやインターネット、また録画で視聴する際、補足する資料が手元に有ればより深い理解が得られる。希望により予め配布が受けられることができる方法を考慮頂きたい。 ・本会議場、委員会室とも傍聴席は形式的に在るのみでメモ一つ取るのすら難儀する。市政に関心と言うならば、視線を下げ積極的な情報開示に努めて頂き、不必要な資料の回収や音声の不具合等で肝心な内容把握に不満が残る、今後一工夫も二工夫も必要と思われる。	傍聴の際の資料については、傍聴者に対し貸与又は配付しているところですが、今後は、ネットでの配信などを含めて、どのような方法が可能か検討してまいります。また傍聴席については、建物の構造上の制限もありますので、機器や設備の見直しを含め、対応可能なものについて改善に努めてまいります。
3	市民と議会の関係 (1)説明責任と市民参加	市民の意見が「委員会の運営」だけではなく、各委員会及び本会議の議論により一層反映されるよう「努め」ていただきたい。	市民の意見を議会の討議に反映させるため、参考人制度、公聴会制度を活用することを、条例において規定させていただきます。なお、本会議については、必要性に合わせて、今後検討してまいります。
4	市民と議会の関係 (2)議会報告会の開催	議会終了後、選挙で選出された議員から直接市民に議会の状況を報告する機会を作る。	議会報告会については、市民と議会の情報交換の場として、新たに条例において規定させていただきます。なお、ご提案にあるような市内の各公民館での実施等の具体的な運用につきましては、今後、議会報告会に関する取り決めを定めていく中で参考にさせていただきます。

5	議会と市長との関係 (2)反問権の付与	民主的な取扱いとして当然の措置であり、より双方の理解を深めるためにも絶対あるべき権利であり市長、行政、議員の方々が市民の負託とは何かの原点に立ち返り各々の役割を果たして頂きたい。 議会での質問はかなりの部分言いつばなし、地域や支持者、所属する組織からの要望があからさまに見えることが多々ある、地方分権が謳われる中、自らを律する覚悟を持たぬ限り機関事務機関と堕し議会の存在が軽んぜられる。	反問権については、ご意見の趣旨を踏まえ、条例に反映させていただきます。
6	議会と市長との関係 (3)重要な政策等の説明	重要事項の説明が全く不足しており、特にコストからの視点は質問、説明ともほぼ欠けている。	市長による政策等の形成過程の説明については、ご意見の趣旨を踏まえ、条例に反映させていただきます。
7	議会の機能強化 (1)議員間の自由討議	様々な考えや知識を持ち合わせている者を行政の質やコストに反映しないことはもったいない。十分な議論を重ね、市全体の発展の礎となることを期待する。	議会は言論の府であることから、議員相互間の自由討議を重視した運営を図るため、条例において規定させていただきます。
8	議会の機能強化 (2)議員研修の充実	視察が必要なものは吟味し大いにすべきと考えるが、問題は市政にどれだけ還元されたか、数値化を図り評価し市民に示すシステムが無い。この部分が見えにくいのでいわれなき言われ方をする要因となっている。誤解を払拭するためにも仕組みを確立してほしい。	視察のあり方に関しましては、ご意見にあるような成果の反映等を含めまして、より効果的なものとなるよう、引き続き検討してまいります。
9	議会の機能強化 (3)専門的知見の活用	常設の調査研究機関を設け、行政の一方的提案を追認するだけの機関と揶揄されるなどの汚名を返上して頂くことを切に願う。	専門的知見の活用につきましては、条例において明文化させていただきます。なお、常設の調査研究機関については、現在は特に常設での必要性がないことから設置の考えはございません。
10	議員の政治倫理 (1)議員の政治倫理	やり甲斐のある仕組みを作り上げていただきたい。議員定数や報酬については、人口などの一つだけの指数だけで判断するのは危険、各自治体ごとに地域性が異なり、議論分析を重	議員の政治倫理については、ご意見の趣旨を踏まえ、条例に反映させていただきます。

		ね政治的な思惑なども極力排し、市の発展に寄与するという高い理念を失わず判断されるよう期待する。	
11	議員の政治倫理 (2)見直しの手続き	他のことにも共通することだが、一度決定すると改めることに躊躇する事無く実行することはかなり至難の業である。合理的な判断をするためにも評価作業のお手本を示して頂きたい。	基本条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、その結果に基づいて適切な措置を講じることを、条例で規定させていただきます。
12	その他	目的において、「議会における役割を明かとする」としているが、議会の役割が何であるのか記載されていない。「議会の役割」という事項を追加するべきと考える。	基本条例の前文において、議会の役割を記述させていただきます。
13	その他	いわゆる先進議会の議会基本条例にあるような、「公平性」や「透明性」といった理念も成田市議基本条例にも取り入れて頂きたい。	市民に開かれた議会とするためにも、公正性や透明性を、議会の運営原則として条例で規定させていただきます。
14	その他	今回のパブリックコメントの方法について、議員間の議論や先進議会の条例が紹介されておらず、また地方自治法があるにもかかわらず、あえて成田市議会基本条例を制定しようとする必要性に関する説明が一切ないことから、一般市民にとっては、本条例というものが分からないのではないかと思います。	条例においては、市民の皆様の多様な意見を把握して合議体としての意思決定に反映させるため、パブリックコメントの実施を規定させていただきます。今後、パブリックコメントを実施する際には、ご指摘の内容を踏まえまして、市民の皆様に分かりやすいものとなるよう注意してまいります。
15	その他	説明や質問がおざなりになるのは質問答弁の時間が少なすぎるのでは。形式的なものと誤解されないためにも検討いただきたい。	一般質問については60分以内の通告時間、質疑については時間制限を設けておりません。一般質問の時間につきましては、変更の必要性に応じ検討してまいります。
16	その他	平日9時～5時を基本とする議会開催を、「土、日、祝」及び「平日の18時～21時を含む」開催日、開催時間に順次、変更する。	成田市議会では、現在、インターネットで議会のライブ中継と録画中継を実施しています。休日、夜間の議会開催については、全国的には減少傾向にあり、執行部職員の対応・人件費などの課題もありますので、現状では開催の考えはございません。

17	その他	議会、委員会等の答弁について、「傍聴者」へ聞こえる発声（音量）で実施する。スピーカーの問題ではないと考える。答弁内容について、語尾がはっきり聞こえないので、はっきり発声する。	ご意見については、議会運営にあたり十分留意いたします。
18	その他	※他に議会基本条例の私案を提出された方あり。	ご提案いただいた条例案につきましては、条文の趣旨を踏まえ、条例に反映又は参考とさせていただきます。 なお、ご提案のうち、下記事項については今後検討させていただきます。 ・全員協議会につきましては、現時点で公開の考えはございませんが、今後全員協議会のあり方を検討していく際の参考とさせていただきます。 ・議会モニター制度につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。 ・政務活動費の交付の対象は、政務活動費の交付に関する条例で規定しております。 ・議会改革に取り組む組織につきましては、これから検討してまいります。 ・議会サポーターにつきましては、市民参加を進めていく中で研究してまいります。 ・議会図書室につきましては、建物の構造上の制限もありますので、活用しやすい環境整備に向けて検討してまいります。 ・議員定数及び議員報酬の改正につきましては、改正案の提出にあたって、市長の提案権を制限する考えはございません。